

公文類集第七十三編

昭和二十三年

卷十五

国会
四
記録提出十二

國立公文書館	
分類	
排架番号	2 A
	28-1
類	3179

内閣總理大臣官房公文課	公文類集第七十三編 卷一五	記録提出一二	二、五 通知 一一
静岡県伊東町農業会専務理事勝又理三郎に関する件	六	三、四 提出 一ノニ	
宮城県白石町に隠匿せる羊毛に関する処理状況	六	三、五 提出 一ノニ	
解体兵器等の処理機構に関する件	六	三、五 提出 一ノニ	
無償払下げの件数及び内容を示した記録	六	三、五 提出 一ノニ	
放出物資を特殊物件として繰入れた件数	一四	一ノ三	

沼津裁判所の調書

衆甲
五

三六通知ニ

一、衆議院不当財産取引調査特別委員会より記録提出要求の件

要求項目

昭和二十一年五月十六日内務省調査部長と兵器処理委員会委員長との間に結ばれたる兵器払下契約の承認を決裁したる公文書

地方商工局において処理した廃兵器の大口払下者の氏名品種数量価格

二、衆議院不当財産取引調査特別委員会において調査上必要なための商工省鉱山局長宛提出方要求したので念の為通知の件

要求項目

兵器処理委員会に関する件

供覽三

一五

三一通知四ノ

一、衆議院不当財産取引調査特別委員会兵器処理調査小委員会よりの記録提出要求の件

要求による提出項目

昭和二十一年五月十六日内務省調査部長と兵器処理委員会委員長との間に結ばれたる兵器払下契約の承認を決裁したる公文書

三五提出四ノ

地方商工局において処理した廃兵器の大口払下者の氏名品種数量価格

特別委員会が配給に関与した期間

スクラップ四十数万噸の配給先

改造のための指定工場へ引渡した戦車等の明細

兵器処理委員会並に代行五社の事業開始以来今日迄一口金参万円以上の支払年月日支払先及びその

支払理由

収入に關し一口金參万円以上 収入先き及其の理

三、五 提出

由

鉄及非鉄金属の事業開始以来の鉄につきては五百
噸以上非鉄につきては十噸以上の販売先き及販売
価格につきては一噸当たり価格

代行五社の兵器処理部会計の經理概要取支明細、
損益計算の明細

復興金融金庫借入金の借入理由及その使途明細
一、衆議院不当財産取引調査特別委員会よりの記録提出
要求の件

要求による提出項目

増岡組日鉄旧兵器処理部其の他の検査状況報告に
ついて

日本金属株式会社終戦直後の配給明細書（商工省

二二一 提出 五ノニ

二一三 通知 五ノニ

二一八 四ノ三

衆甲
七

衆甲
八

鉱山局）

軽金属統制会終戦直後の配給明細書（商工省鉱山
局）

二一三 供覽 六

一、衆議院不当財産取引調査特別委員会において調査上
必要のため司法大臣宛提出方要求したので念の為通
知の件

要求項目

中曾根事件に関する裁判記録及び調書

一、衆議院不当財産取引調査特別委員会において調査上
必要のため法務府総裁宛提出方要求したので念の為
通知の件

要求項目

昭和電工に関する問題並びに鉄道工業（社長菅原
通濟氏）に関する問題についての非公式に取調べ

内閣總理大臣官房總務課

一三

二一八 七

六

内閣総理大臣官房総務課
た報告書と同じ

衆甲四

「衆議院不当財産取引調査特別委員会よりの記録提出

要求の件

要求による提出項目

昭和二十二年政令三百一十八号による有力なる財政的援助者の住所氏名及びその援助の金額並びに年月日

衆甲七

「二月一日以降衆議院不当財産取引調査特別委員会より要求の資料の未提出分の遅延理由及び提出予定期日

要求の件

要求による提出項目

終戦時軍より連合軍へ返還した物資のリスト(厚)

三、一五

通知

一〇一

三、一五

通知

八ノ二

四、二七

通知

九

四、二七

通知

八ノ二

生省)

連合軍宛提出物品目録(水路部關係)(運輸省)

五一三

通知

一〇三

省)

連合軍宛提出物品目録(陸軍部關係)(陸軍省)

五一七

通知

一〇四

参甲五七

要求項目

公職教職員、言論關係、經濟關係の追放に関する法律、命令、規則、占領軍の発表、指示その他これらに関する一切の資料

「衆議院司法委員会よりの記録提出要求の件

昭和二十一年五月十六日内務省調査部長と兵器処理委員会委員長との間に結ばれたる兵器払下契約の承認を決裁した公文書を直接衆議院へ提出する

セミ〇 通知 一二

より建設次官宛通知

衆甲
四五

一、衆議院不当財産取引調査特別委員長あて閣議記録の

送付の件

戦争終結ニ伴フ國有財産ノ処理ニ關スル件（昭和二十年八月二十八日閣議決定）

軍其他ノ保有スル軍需用保有物資資材ノ緊急処分

ノ件廃止ノ件（同前）

特殊物件処分大綱（昭和二十年十月十九日閣議決

定）

衆甲第 四 號 起案 昭和三年二月五日 決定 昭和三年二月五日 施行 昭和三年一月五日

昭和三年二月五日

内閣官房長官

経済安定本部総務長官宛

衆議院議長から別紙四とおり記録提出の要求があつたから
貴廳におよび至急調査取扱い上に詳悉に速速各四部（衆議院議長
宛送付せざるよう即取計願ひ